

○住宅改修に係る【償還払】と【受領委任払い】

※改修工事を実施する前に、必ず事前申請を行ってください。

事前申請がない場合、原則、住宅改修費を支給することができません。

償還払い

1 事前申請

【提出書類】

- ・住宅改修費支給申請書
- ・住宅改修が必要な理由書
- ・改修箇所図面(任意様式)
- ・工事見積書(任意様式)
- ・施工前の写真(任意様式)
- ・住宅改修に係る承諾書(住宅が申請者所有でない場合)

○町で内容確認、受付印を押印し、事前申請書類を返却



2 工事施工、終了



3 事後申請

【提出書類】

- ・事前申請で提出した書類(受付印押印済)
- ・施工後の写真
- ・領収書
- ・工事費内訳書



4 住宅改修費支給決定、申請者へ9割支給

受領委任払い

1 事前申請

【提出書類】

- ・住宅改修費支給申請書
- ・受領委任払適用承認申請書兼同意書
- ・住宅改修が必要な理由書
- ・改修箇所図面(任意様式)
- ・工事見積書(任意様式)
- ・施工前の写真(任意様式)
- ・住宅改修に係る承諾書(住宅が申請者所有でない場合)

○町で内容確認。申請者あて承認通知を送付。

※事前申請書類は返却しない。



2 工事施工、終了



3 事後申請

【提出書類】

- ・施工後の写真
- ・領収書
- ・工事費内訳書



4 住宅改修費支給決定、受領委任払申請者あて9割分支給